

兵庫県身体障害者補助犬貸付要綱

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者に対し身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号。以下「法」という。）第2条に定める犬をいう。以下「補助犬」という。）を貸し付け、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の自立と社会参加を促進し、身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助犬の貸付の対象となる者は、下表の「補助犬の種類」欄に掲げる補助犬についてそれぞれ同表の「障害の種類及び程度」欄に掲げる身体障害者で次の各号のすべてに該当する者又はその他知事が特に必要と認めた者とする。

- (1) 県内に居住する者
- (2) 自立又は就労等社会活動への参加に効果があると認められる者
- (3) 現に身体障害者社会参加支援施設及びこれに類する施設に入所していない者
- (4) 自己の所有に係る家屋以外の家屋（公営住宅及び独立行政法人都市再生機構等の公的な住宅を除く）に居住する者にあつては、その家屋の所有者又は管理者から補助犬の飼育について承諾を得た者
- (5) 所定の訓練を受け、補助犬を適切に利用できると認められる者

補助犬の種類	障害の種類及び程度
盲導犬	視覚障害1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている者
介助犬	肢体不自由1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている者
聴導犬	聴覚障害2級の身体障害者手帳の交付を受けている者

(申請)

第3条 補助犬の貸付を受けようとする者（以下「貸付希望者」という。）は、事前に法第3条第1項に規定する訓練事業者（以下「訓練事業者」という。）への相談を行い、知事が別に指定する日までに次の各号に掲げる書類を居住地の市町長（福祉事務所を設置する市にあつては福祉事務所長。以下同じ。）を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 身体障害者補助犬貸付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 身体障害者補助犬飼育承諾書（様式第3号）〔自己の所有に係る家屋並びに公営住宅及び独立行政法人都市再生機構等の公的な住宅に居住する者は除く〕
- (4) 現況届出書（様式第4号）
- (5) 管理能力申告書（補足現況届）
- (6) 身体障害者手帳の写し
- (7) 住民票の写し

2 訓練事業者は、前項の貸付希望者の書類の提出に併せて、知事が別に指定する日まで

に次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 現在使用中の補助犬調査票（様式第5号）〔申請日現在、貸付希望者が補助犬を使用している場合に限る〕

(2) 訓練事業者意見（様式第6号）

3 知事は、貸付候補者の審査及び決定又は貸付の決定に関して必要と認めるときは、申請者に対し、申請者の健康状態や障害の状態に関する診断書の提出を求めることができる。

（貸付候補者の審査及び決定）

第4条 知事は、前条の申請書類及び原則として訪問による面談調査に基づき、申請者の障害程度その他、生活状況、就労などの社会生活、補助犬の必要性等について総合的に審査し、貸付候補者を決定する。

2 知事は、前項に規定する訪問による面談調査において、訓練事業者意見を作成した者に同行を求める場合がある。また、現に申請日時時点で補助犬を既に利用されている申請者の場合は、訪問による面談調査に代えて、電話等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

（貸付候補者への通知等）

第5条 知事は、貸付候補者を決定した場合、身体障害者補助犬貸付候補者決定（不承認）通知書（様式第7号）により居住地の市町長を経由して申請者に通知する。

（決定の取消し）

第6条 貸付候補者の決定後に次の各号に該当することが判明した時は、知事は決定を取り消すことができる。

(1) 提出された貸付申請書等に虚偽の記載があること

(2) その他貸付候補者とするのが適当でない事情があること

（業務の委託）

第7条 貸付候補者が決定した場合、知事は、訓練事業者のうち業務を適切に遂行できると認められる者に、補助犬の育成及び貸付業務を委託する。

2 知事は、前項の委託先訓練事業者の選定にあたり、あらかじめ貸付候補者に委託先の候補となる訓練事業者の情報を提供し、貸付候補者から委託先とする訓練事業者の希望を聴取して選定の参考とするものとする。

3 委託先訓練事業者は、身体障害者補助犬の適性を有する犬を選択するとともに、必要に

応じ、医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする貸付候補者の状況に応じた訓練を行う。

4 委託先訓練事業者は、指定法人（国家公安委員会又は厚生労働大臣の指定を受けた法人をいう）から認定を受けた補助犬を貸付け、貸付後においても、補助犬の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）からの相談に応じるとともに、使用状況の調査を行い、必要に応じ訓練事業者の責任において再訓練を行わなければならない。

（訓練）

第8条 貸付候補者は、前条に基づき知事が委託した訓練事業者において、訓練犬（身体

障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条第1項第3号、第2条第1項第3号又は第3条第1項第3号に規定する訓練犬をいう。）の使用に関する訓練を受けなければならない。

（貸付の決定）

第9条 知事は、前条の訓練を終了し、法第16条第1項の認定を受けた補助犬の貸付候補者に対し、補助犬の貸付を決定し、身体障害者補助犬貸付決定通知書（様式第8号）により居住地の市町長を経由して本人に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知書を呈示して、訓練事業者において補助犬を受領し、身体障害者補助犬受領証書（様式第9号）を居住地の市町長を経由して知事に提出するものとする。

（秘密の保持）

第10条 訓練事業者は、その業務を行うにあたって知り得た個人の秘密を守らなければならない。

（借受者の義務）

第11条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自らの障害を克服し、自立又は社会参加するように努めること。
- (2) 補助犬を愛護し、虐待又は放置しないこと。
- (3) 補助犬を譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供さないこと。
- (4) 補助犬の排泄するふん便については、これを放置しないこと。
- (5) 正当な理由なく、補助犬を利用して他人の行動を妨害し、又は脅迫等を加えないこと。
- (6) その他知事の指示に従うとともに法令に違反しないこと。

（届出事項）

第12条 借受者は、居住地又は氏名を変更したときは身体障害者補助犬貸付者居住地等変更届（様式第10号）を居住地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第13条 借受者は、知事が必要と認めて指示したときは、補助犬の健康状態並びに基本動作及び補助動作の状況について、速やかに身体障害者補助犬状況報告書（様式第11号）により居住地の市町長を経由して知事に報告しなければならない。

（返還等）

第14条 借受者又はその使用する補助犬が次の各号の一に該当するに至ったときは、借受者は、身体障害者補助犬返還（死亡）届（様式第12号）を居住地の市町長を経由して知事に提出するとともに、第6号に該当する場合を除き、補助犬を知事の指定する場所へ速やかに返還するものとする。

- (1) 県外へ転出したとき。ただし、その者の勤務する事業所の所在地が県内にある場合及び主たる収入源となる勤務事業所の所在地が県内にあり、月の2分の1以上その勤務地で就労するときを除く。
- (2) 身体障害者更生施設及びこれに類する施設に入所したとき。
- (3) 負傷または罹病のため入院し、長期にわたって療養を要するとき。

- (4) 自己の所有に係る家屋以外の家屋に居住する者が、その家屋の所有者又は管理者から補助犬の使用についての承諾が得られなくなったとき。
 - (5) 本人が死亡したとき。
 - (6) 補助犬が死亡したとき。
 - (7) 第7条に基づき知事が委託した訓練事業者が、補助犬が老衰、不測の事故等により補助犬としての機能を適切に果たさなくなったと認めたとき。
 - (8) その他補助犬が不必要又は使用できなくなったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認めたときは、補助犬の返還を要しないものとする。

(賠償責任等)

第15条 知事は、次の各号に掲げる行為があったときは、借受者から適正な評価額による補助犬の代価の全部又はその一部を賠償させることがある。

- (1) 故意又は重大な過失により補助犬を殺傷したとき。
 - (2) 補助犬を売却し、又は譲渡したとき。
- 2 借受者は、補助犬によって他人に損害を与えたときは、自らその責任を負うものとする。

(費用負担)

第16条 借受者（貸付候補者）の負担すべき費用は次のとおりとする。

- (1) 訓練犬との合同訓練時における貸付候補者の訓練に係る実費相当額
- (2) 借受後の飼育費（健康管理費を含む。）
- (3) 借受後に能力をあらためて検証する必要がある場合の実地の検証費（診療費等を含む。）
- (4) その他犬の飼育者が通常負担すべき費用

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。